

岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業モニタリング支援業務委託仕様書

第 1 章 総則

第 1 節 業務の目的

岡山市（以下、「本市」という。）は、令和 6 年度に「岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業」（以下、「本事業」という。）を公募しており、令和 7 年度に公園等照明施設の改修（灯具の LED 化及び照明柱の更新・補修）及び令和 8 年度～令和 17 年度までの 10 年間の維持管理を計画している。

本業務は、事業者における本事業遂行のうち、現地調査及び電力契約照合を踏まえ、ESCO サービス期間が開始する令和 8 年 4 月 1 日までの公園等照明施設の改修等のモニタリング支援を行うものである。

第 2 節 業務の名称

岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業モニタリング支援業務委託

第 3 節 業務の場所

岡山市内全域

第 4 節 業務の期間

契約締結日より、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 5 節 適用の範囲

本仕様書は、本市が行う「岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業モニタリング支援業務委託」に適用し、業務内容及び範囲は「第 2 章 業務内容」のとおりとする。

第 2 章 業務内容

第 1 節 事業モニタリングの実施

受託者は、事業者が作成している包括的エネルギー管理計画書に基づき、事業者より本市に報告される業務履行状況等の資料等について確認を行うこと。また、確認は専門的な知見に基づく助言やコメント等を行い、疑義が生じた際、本市に報告を行うものとする。なお、現地調査及び電力契約照合を踏まえ、ESCO サービス期間が開始する令和 8 年 4 月 1 日までに事業者が実施する業務は、以下に示すとおりである。

- ①ESCO 設備管理システムの構築・データ更新
- ②ESCO 設備の設置に関する計画・施工・施工管理
- ③照明施設管理プレートの設置

- ④既存照明施設の撤去・リサイクル・廃棄処分
- ⑤ベースライン及び光熱費支出額の再設定（削減保証額の再設定）

※①～⑤は事業者の提案内容を含む

第2節 関係者協議への出席

受託者は、本市が求める事業者及び関係機関との協議に参加を行うものとする。（5回を想定）また、参加した協議については協議録を作成し、本市に提出すること。

第3節 打合せ協議

受託者は、業務着手時及び成果品納入時の計2回の打合せ協議を本市と行うこと。

第4節 報告書の作成

第1節～第3節の実施内容を簡潔かつわかりやすくとりまとめた報告書を作成し、提出すること。

- ①簡易報告書 1部

※簡易報告書：紙に印刷した成果品を簡易加除式ファイルに綴じたもの

- ②協議録 一式
- ③上記の電子データ 一式

第3章 その他

第1節 積算条件

本業務は、下記の条件で積算を行っている。

- ①業務費の構成は「土木設計業務等積算基準」を準用している。
- ②「一般管理費等」において、業務価格が万円単位になるように、10,000円未満を端数調整している。

第2節 変更後業務委託料の算出について

委託に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式によるものとする。

変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。